



差額・還付金・寒冷地手当のお知らせ



給与改定による差額

平成19年11月30日、県人事委員会勧告どおりの給与改定が実施されることとなりました。下記①②に該当する方は、12月27日（木）に差額が支給されます。

【人事委員会勧告の内容】

- ① 初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げ（中高年齢層は据置き） H19.4.1～
- ② 子等に係る扶養手当の上上げ H19.4.1～
- ③ 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ(0.05月分) H19.12より減額済
- ④ 給与構造の改革の計画的な実施としての地域手当の支給割合の上上げ H20.4.1～

① 給料月額の上上げ

教育職給料表（二）の場合、次の方が該当します。

1級（講師）で1～64号給の方	（例）1-50の場合	236,700円→238,400円（1,700円up）
2級（教諭）で1～56号給の方	（例）2-40の場合	250,700円→252,700円（2,000円up）
3級（教頭）で1～4号給の方	（例）3-4の場合	295,400円→295,600円（200円up）

特別支援学級担任のうち次に該当する方は、「給料の調整額」が上がります。

1級（講師）で1～19号給の方	（例）1-10の場合	7,303円→7,393円（90円up）
2級（教諭）で1～36号給の方	（例）2-30の場合	10,003円→10,107円（104円up）

支給額＝（給料差額＋教職調整額差額＋給料の調整額差額）×8ヵ月（4～11月）
＋期末勤勉手当差額－共済掛金差額

② 扶養手当額の上上げ

扶養手当の支給額が、下表のように改定されました。

扶養親族の種類		旧	新
配偶者		13,000円	13,000円
配偶者以外	1人目	配偶者が扶養親族である場合	6,500
		配偶者が扶養親族でない場合	6,500
	配偶者無		11,000
2人目以上（1人につき）		6,000	6,500
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に計算となる額（1人につき）		5,000	5,000

支給額＝改定対象扶養親族の人数×差額500円×8ヵ月（4～11月）＋期末手当差額－共済掛金差額

年末調整による所得税の還付金

11月に提出した所得税に係る各種控除申告書に基づき、今年1～12月の所得税額が決定されます。給料等から源泉徴収（天引き）した所得税合計が決定額より多い方には、1月10日（木）に還付されます。

ちなみに、12月給料の支給額が多いのは、所得税が年末調整されて少ないためです。所得税が取られていない方は、還付金のある可能性が大了。

寒冷地手当

寒冷地手当は、毎年11月から翌3月までの各月において、給料と一緒に支給されています。世帯等の区分に応じて下表の手当額が支給されていますので、給与支給明細書の「寒冷地手当」欄でご確認ください。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員 【その他】
	扶養親族のある職員 【世帯主】	その他の世帯主である職員 【準世帯主】	
青森県内	17,800円	10,200円	7,360円

※扶養親族が3人以上いらっしゃる方の経過措置

寒冷地手当は、平成16年度の改正で支給額がかなり下がり、支給方法も変わりました。また、世帯の区分【世帯主】も、扶養親族の人数が「3人以上」と「1人又は2人」に分かれていたものが一つになりました。急に支給額が下がらないよう、段階的に減らしていく経過措置が設けられています。扶養親族のある職員【世帯主】で平成16年10月2日以降において引き続き扶養親族が3人以上いらっしゃる方の場合、平成19年度は経過措置により特例支給額【毎月18,040円】が支給されています。（平成16年10月2日以降に扶養親族が3人以上に増えた方は、経過措置対象職員には該当しません）平成20年度からは経過措置がなくなり、上の表のとおりになります。



よいお年をお迎えください